



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 27 日 (金)
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (1) (警務課) 2

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月27日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>8課</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">総務課 <u>広報県民課</u> 会計課 警務課 教養課 厚生課 情報管理課 <u>監察課</u></p> <p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(5)</u> 略 (6) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 取調べ監督室においては、<u>第1項第6号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(<u>広報県民課</u>)</p> <p>第4条 <u>広報県民課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 広報<u>及び</u>広聴に関すること (2)～(8) 略 (9) 公文書類の<u>編集及び</u>保存に関すること。 (10) 略</p> <p>2 <u>広報県民課</u>に、鳥取県警察音楽隊及び被害者支援</p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>7課及び監察官室</u>を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">総務課 <u>警察県民課</u> 会計課 警務課 教養課 厚生課 情報管理課</p> <p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(5) 機密に関すること。</u> (6) 略 (7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 取調べ監督室においては、<u>第1項第7号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(<u>警察県民課</u>)</p> <p>第4条 <u>警察県民課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 広報に関すること。 (2)～(8) 略 (9) 公文書類の保存に関すること。 (10) 略</p> <p>2 <u>警察県民課</u>に、鳥取県警察音楽隊及び被害者支援</p>

<p>室を附置する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(警務課)</p> <p>第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>機密</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>事務能率の増進</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 警務課に、企画室を附置する。</p> <p>3 企画室においては、第1項第1号、第3号から第5号まで及び<u>第8号から第10号まで</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(情報管理課)</p> <p>第9条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>公文書類の接受及び発送</u>に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 照会センターにおいては、<u>第1項第4号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(監察課)</p> <p>第10条 <u>監察課</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>留置施設の管理及び被留置者に関すること。</u></p> <p>(6) <u>護送に関すること。</u></p> <p>2 <u>監察課に、留置管理室を附置する。</u></p> <p>3 <u>留置管理室においては、第1項第5号及び第6号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>私事性的画像記録の提供等による被害の防止</u></p>	<p>室を附置する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(警務課)</p> <p>第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>留置施設の管理及び被留置者に関すること。</u></p> <p>(9) <u>護送</u>に関すること。</p> <p>(10) 略</p> <p>2 警務課に、企画室及び<u>留置管理室</u>を附置する。</p> <p>3 企画室においては、第1項第1号、第3号から第5号まで及び<u>第10号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>4 <u>留置管理室においては、第1項第8号及び第9号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(情報管理課)</p> <p>第9条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>事務能率の増進に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>公文書類の接受、発送、印刷及び編集</u>に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 照会センターにおいては、<u>第1項第5号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(監察官室)</p> <p>第10条 <u>監察官室</u>においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行</u></p>
--	--

<p>に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。</p> <p>(9) <u>次に掲げる法律の規定による鳥取県公安委員会又は本部長の権限に属する事務に関すること。</u></p> <p>ア <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）</u></p> <p>イ <u>古物営業法（昭和24年法律第108号）</u></p> <p>ウ <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）</u></p> <p>エ <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）</u></p> <p>オ <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）</u></p> <p>カ <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）</u></p> <p>キ <u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）</u></p> <p>ク <u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u></p> <p>ケ <u>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）</u></p> <p>コ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</u></p> <p>サ <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）</u></p> <p>シ <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(少年課)</p> <p>第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつ</p>	<p>に関すること。</p> <p>(9) <u>質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関すること。</u></p> <p>(10) <u>警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関すること。</u></p> <p>(11) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(少年課)</p> <p>第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつ</p>
--	--

かさどる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

2 略

3 サイバー犯罪対策室においては、第1項第8号から第11号までに掲げる事務を処理する。

(組織犯罪対策課)

第22条 略

2 略

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第2号から第4号まで、第9号及び第10号に掲げる事務を処理する。

(交通企画課)

第26条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法

かさどる。

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること。

(2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること。

(3) 略

(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関する事務で鳥取県警察の所掌に属するものに関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

2 略

3 サイバー犯罪対策室においては、第1項第12号から第15号までに掲げる事務を処理する。

(組織犯罪対策課)

第22条 略

2 略

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる事務を処理する。

(交通企画課)

第26条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

<p><u>律（平成13年法律第57号）の施行に関すること</u> <u>（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(6) 略</u> 2・3 略</p> <p>（交通指導課） 第27条 交通指導課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 車両の使用者に対する指示、放置違反金及び</u> <u>車両の使用の制限に関すること。</u> 2・3 略</p> <p>（交通規制課） 第28条 交通規制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭</u> <u>和37年法律第145号）の施行に関すること（交通</u> <u>指導課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>（警察本部の課等の内部組織の設置） 第38条 本部の課、研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び学校（以下「課等」という。）の所掌事務を分掌させるため、課等に係その他の内部組織を置く。 2 略</p> <p>（総括参事官、<u>参事官及び参事監</u>） 第41条 略 <u>2 部に参事監を置き、一般職員（警察職員のうち警</u> <u>察官以外の職員をいう。以下同じ。）をもって充て</u> <u>る。</u> <u>3 略</u> <u>4 参事官及び参事監は、本部長の命を受け、部長を</u> <u>補佐し、部の重要事項に関する事務を掌理し、部下</u> <u>の職員を指揮監督する。</u></p> <p>（課長、所長及び隊長） 第44条 本部の課に課長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p>	<p><u>(5) 略</u> 2・3 略</p> <p>（交通指導課） 第27条 交通指導課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（交通規制課） 第28条 交通規制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略</p> <p>（警察本部の課等の内部組織の設置） 第38条 本部の課、<u>監察官室</u>、研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び学校（以下「課等」という。）の所掌事務を分掌させるため、課等に係その他の内部組織を置く。 2 略</p> <p>（総括参事官<u>及び参事官</u>） 第41条 略 <u>2 略</u> <u>3 参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、部</u> <u>の重要事項に関する事務を掌理し、部下の職員を指</u> <u>揮監督する。</u></p> <p>（課長、<u>室長</u>、所長及び隊長） 第44条 本部の課に課長を、<u>監察官室に室長を</u>、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員（<u>警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。</u>）をもって充てる。</p>
---	---

<p>2 課長、所長及び隊長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(広報官)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 広報官は、上司の命を受け、広報及び<u>広聴</u>に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p>	<p>2 課長、<u>室長</u>、所長及び隊長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(広報官)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 広報官は、上司の命を受け、広報及び<u>公聴</u>に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年3月9日から施行する。
(鳥取県警察教養規則の一部改正)
- 鳥取県警察教養規則(昭和30年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所属長の責務)</p> <p>第5条 所属長(警察本部の課、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。)は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。</p>	<p>(所属長の責務)</p> <p>第5条 所属長(警察本部の課、<u>監察官室</u>、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。)は、所属職員への警察教養の実施が重要な責務であることを理解し、自らの責任を自覚するとともに熱意を持って警察教養を行わなければならない。</p>

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

- 鳥取県警察国有物品管理規則(昭和40年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品供用員)</p> <p>第4条 本部の課、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署に、物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、本部の課においては課長、科学捜査研究所においては所長、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊においては隊長、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 略</p>	<p>(物品供用員)</p> <p>第4条 本部の課、<u>監察官室</u>、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署に、物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、本部の課においては課長、<u>監察官室</u>においては<u>監察官室長</u>、科学捜査研究所においては所長、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊においては隊長、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 略</p>

(鳥取県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

- 鳥取県留置施設視察委員会に関する規則(平成19年鳥取県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会議録) 第3条 略 2 会議録は、警察本部警務部<u>監察課</u>において調製し、保存する。</p>	<p>(会議録) 第3条 略 2 会議録は、警察本部警務部<u>警務課</u>において調製し、保存する。</p>